

広島県教育委員会規則第十号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第十項」を「第十四項」に改め、同項第四号中「第三十四項」を「第三十八項」に改める。

第六条の二第二項中「三月又は八月」を「二月又は七月」に改める。

第十四条の二第一項第一号を次のように改める。

一 有効期間更新（更新講習修了確認）申請書
第十四条の二第二項第一号を次のように改める。

一 免許状更新講習免除による有効期間更新（免許状更新講習免除）申請書
第十四条の三第一号を次のように改める。

一 有効期間延長（修了確認期限延期）申請書
第十四条の四中「十九年改正法令」を「十九年改正法」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 有効期間更新（更新講習修了確認）申請書
第十四条の五中「十九年改正法令」を「十九年改正法」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 有効期間更新（更新講習修了確認）申請書
第十四条の六第一号を次のように改める。

一 有効期間延長（修了確認期限延期）申請書
第十四条の七第一号を次のように改める。

一 免許状更新講習免除による有効期間更新（免許状更新講習免除）申請書
第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十九条の二第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 疾病異常

第十九条の二第二項中第六号から第十一号までを削り、第十二号を第四号とする。

第十九条の三中「三月」を「二月」に、「八月」を「七月」に改める。

第二十三条各号列記以外の部分中「書類」の下に「（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。